

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受けること又は支出をすることができない団体となった。

令和5年4月3日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

| 政治団体の名称          | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 |
|------------------|-------------------|--------|----------|
| 太田一彦後援会          | 東彼杵郡波佐見町井石郷2150番地 | 宮川 三一  | 田村 久美子   |
| 大橋ひさお後援会         | 松浦市星鹿町下田免172-1    | 福本 宗典  | 大橋 尚生    |
| 近藤一字後援会          | 南島原市北有馬町戊128      | 荒木 弘光  | 桑原 幸治    |
| 芯政会              | 対馬市上県町佐護東里26番地    | 島居 一治  | 内山 茂治    |
| 長崎ねくすと(次の長崎を創る会) | 長崎市目覚町14-1        | 寺田 浩彦  | 中村 謙一    |
| 松永秀文後援会          | 諫早市小船越町561番地1 2F  | 原本 薫   | 荒木 智子    |
| 友馬会              | 諫早市小船越町561-1-2    | 原本 薫   | 高柳 龍治    |
| 豊かな町を創る会         | 平戸市田平町山内免742      | 堤 徳衛   | 重富 伸男    |